

資 料

- 「市民後見推進事業」実施要綱
- 「奈良市権利擁護システムあり方検討委員会」設置要綱
- 「奈良市権利擁護システムあり方検討委員会」委員名簿・事務局名簿
- 「成年後見制度普及講演会」開催要綱
- 「成年後見制度に関する市民意識調査」単純集計結果

平成24年度市民後見推進事業 実施要綱

1. 事業目的

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者など判断能力が低下した市民に対し虐待や悪徳商法・振込め詐欺などの被害が増加する中、核家族化の進行等による家族の支援および地域の共助の力が低下している。また、認知症・独居高齢者や施設から地域移行する知的障がい者・精神障がい者の増加が予測されており、今後、その方々に対する権利擁護を目的とした成年後見制度の必要性和需要はさらに増大することが見込まれている。

このような現状をふまえ、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現にむけ成年後見制度の利用を円滑に進めるために、専門職後見人及び福祉関係機関等との地域支援ネットワークの構築を図る。

また、地域における権利擁護の担い手として期待される市民後見人の仕組みのあり方について検討を行う。

2. 実施体制

奈良市から委託を受けて奈良市社会福祉協議会が実施する

3. 実施内容

- (1) 奈良市権利擁護システムあり方検討委員会の開催 年5回
(検討委員：学識経験者、NPO法人、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、当事者団体、行政職員、相談機関職員、社会福祉協議会職員、 合計14名)
- (2) 成年後見制度に関する市民意識調査の実施
- (3) 成年後見制度普及講演会(市民向け) 年1回
- (4) 事業報告書の作成

4. 実施期間 平成24年8月30日～平成25年3月31日

「奈良市権利擁護システムあり方検討委員会」設置要綱

(目的)

第1条 認知症や知的障がい、精神障がい等があつて判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、権利を擁護する成年後見制度の利用を円滑にすすめるため、専門職後見人及び福祉関係機関と地域支援ネットワークの構築を図るとともに、後見業務の新たな担い手として市民後見人を養成し継続的に活動できるような仕組みづくりを検討する「奈良市権利擁護システムあり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は次の事項を検討する。

- (1) 現状の課題や問題点の把握
- (2) アンケート調査に関する分析
- (3) 権利擁護システムの確定
- (4) 市民後見人体制の仕組みづくり
- (5) 成年後見制度利用促進のための普及・啓発
- (6) その他、権利擁護システム構築に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから奈良市社会福祉協議会会長が委嘱する委員14名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門職団体より推薦を受けた者
- (3) 当事者団体より推薦を受けた者
- (4) 相談支援機関より推薦を受けた者
- (5) 行政職員
- (6) 社会福祉協議会職員

2 前項に掲げる委員のほか、必要があると認められるときは、検討事項に関係のある者を臨時委員として委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等がある場合には、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、主催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、奈良市社会福祉協議会地域福祉課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月30日から施行する。

奈良市権利擁護システムあり方検討委員会名簿

選出区分	所属・団体	役職	氏名
学識経験者	関西大学 人間健康学部	学部長	狭間 香代子
専門職団体	奈良弁護士会		西村 香苗
〃	奈良県司法書士会	副会長	嶋田 潤
〃	奈良県社会福祉士会		神谷 久子
〃	特定非営利活動法人Nネット	理事長	峯田 勝次
当事者団体	認知症の人と家族の会奈良県支部	副代表	松本 律子
〃	奈良市手をつなぐ親の会	会長	小西 英玄
〃	奈良市精神障害者家族会 「奈良ともしび会」	会長	井上 陸夫
行政	奈良市福祉政策課	課長	武田 雄司
〃	奈良市保健福祉部 (奈良市障がい福祉課長事務取扱)	参事	西田 吉文
〃	奈良市長寿福祉課	課長	尾上 雅規
相談機関(高齢)	奈良市若草地域包括支援センター	センター長	山本 伸子
〃(障がい)	奈良市障がい者生活支援センター こすもす	相談支援 専門員	中岡 孝司
〃	奈良市社会福祉協議会	事務局長	上谷 勝

事務局員名簿

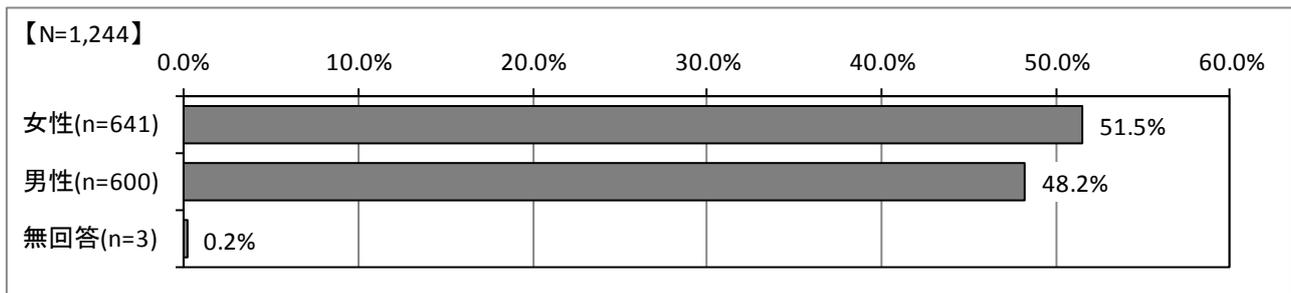
区分	所属・団体	役職	氏名
行政	奈良市福祉政策課	課長補佐	倉西 毅彦
〃	奈良市障がい福祉課 生活支援係	係長	池部 順一
〃	奈良市障がい福祉課 精神福祉係	係長	浦 明広
〃	奈良市長寿福祉課 予防係	係長	吉田 晴美
社会福祉協議会	奈良市社会福祉協議会	理事	上田 和利
〃	奈良市社会福祉協議会 地域福祉課	課長	高原 俊裕
〃	奈良市社会福祉協議会 地域福祉課	課長補佐	稲葉 美和
〃	奈良市社会福祉協議会 地域福祉課 福祉サービス支援室	総括主任	窪田 雅臣
〃	奈良市社会福祉協議会 地域福祉課 福祉サービス支援室	主任	岡本 香奈

平成24年度成年後見制度普及講演会
「笑って納得！成年後見制度～いまからできること～」
開催要綱

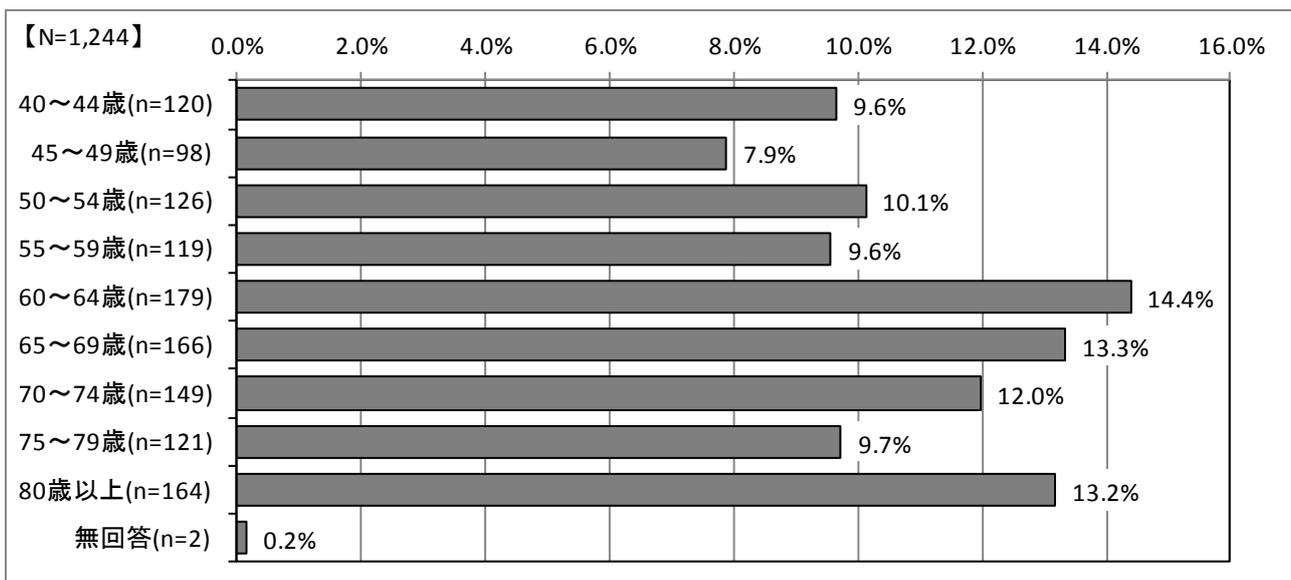
- 1 目的 虐待や悪徳訪問販売・振込め詐欺などの被害が増加する中、核家族化が進み家族の支援や地域の共助の力が低下している。また、独居高齢者の増加や地域で暮らす障がい者の増加が予測されており、今後、権利擁護を目的とした成年後見制度の必要性は増大することが見込まれているが、制度の理解・普及が進んでいない。
- このような現状を踏まえ、更なる成年後見制度の理解と利用促進を目指し開催する。
- 2 主催 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
- 3 後援 奈良市
- 4 協力 帝塚山大学
- 5 会場 奈良市西部会館市民ホール【愛称：学園前ホール】
奈良市学園南三丁目1-5 奈良市西部会館3F
- 6 対象者 成年後見制度に関心のある奈良市民【在勤・在学も可】
- 7 定員 300名
- 8 開催日時 平成25年2月9日（土）14：00～16：00【開場】13：30～
- 9 内容 吉本芸人と弁護士による成年後見制度の解説
寸劇による事例報告
※出演者 テンダラー／スマイル／林家笑丸／帝塚山大学演劇部
【解説】 西村香苗 弁護士
- 10 申込方法 参加希望の方は、下記まで連絡、参加券を発行
- 11 参加費 無料
- 12 問合せ先 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
地域福祉課 福祉サービス支援室「成年後見普及講演会」担当
〒630-8013 奈良市三条大路一丁目9番10号
TEL 0742-30-2525
0742-34-1111【2894】
FAX 0742-30-2323

「成年後見制度に関する市民意識調査」単純集計結果

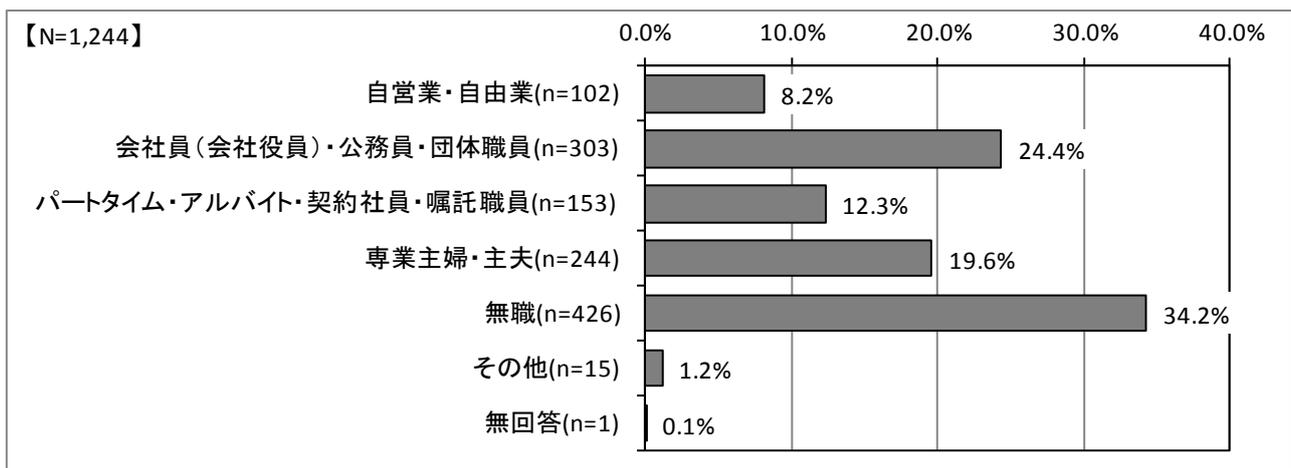
問1 性別



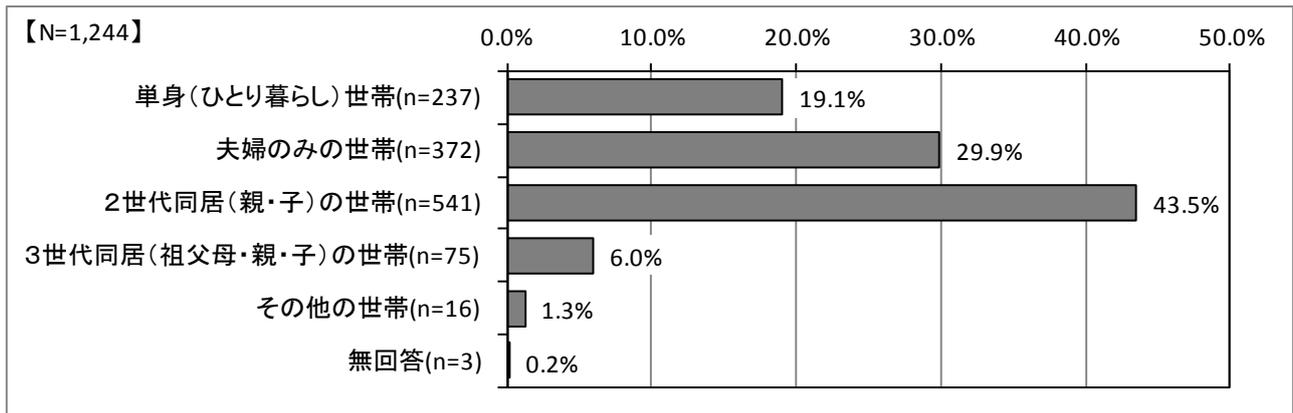
問2 年齢



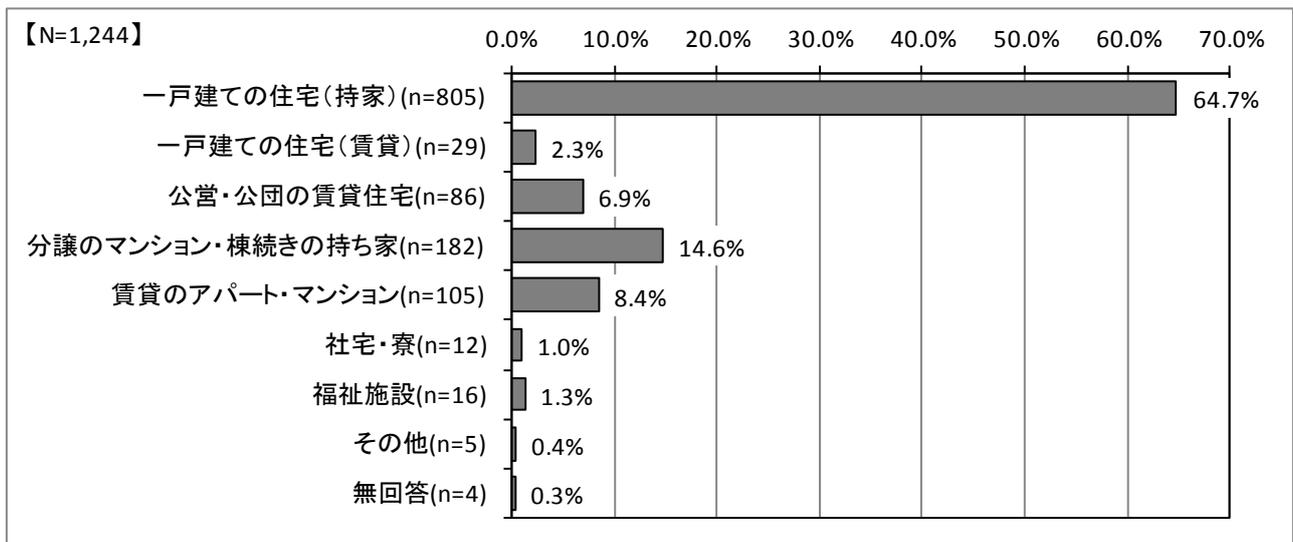
問3 職業



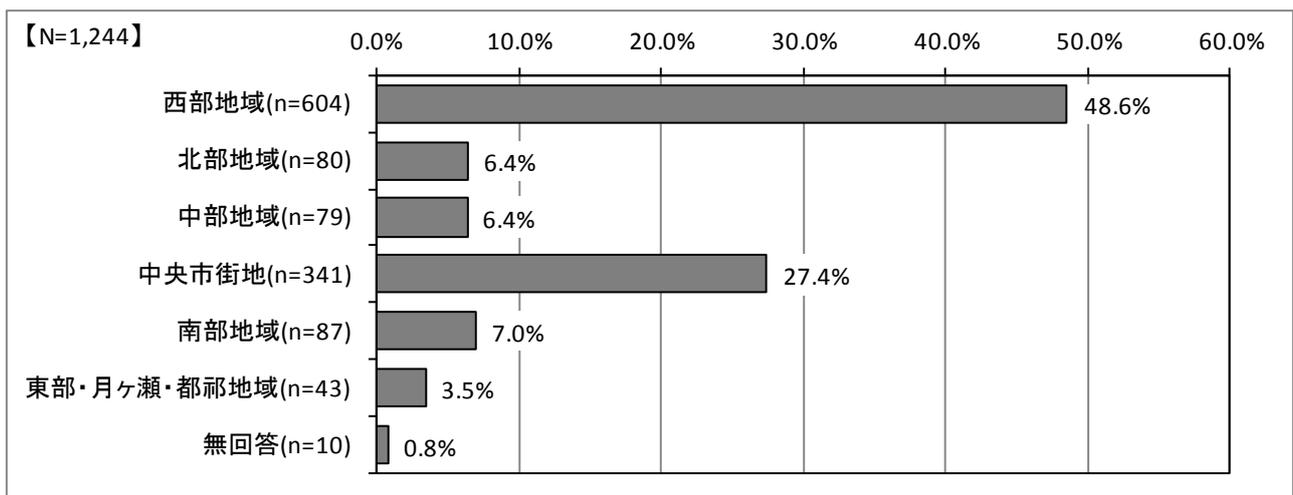
問4 世帯の状況



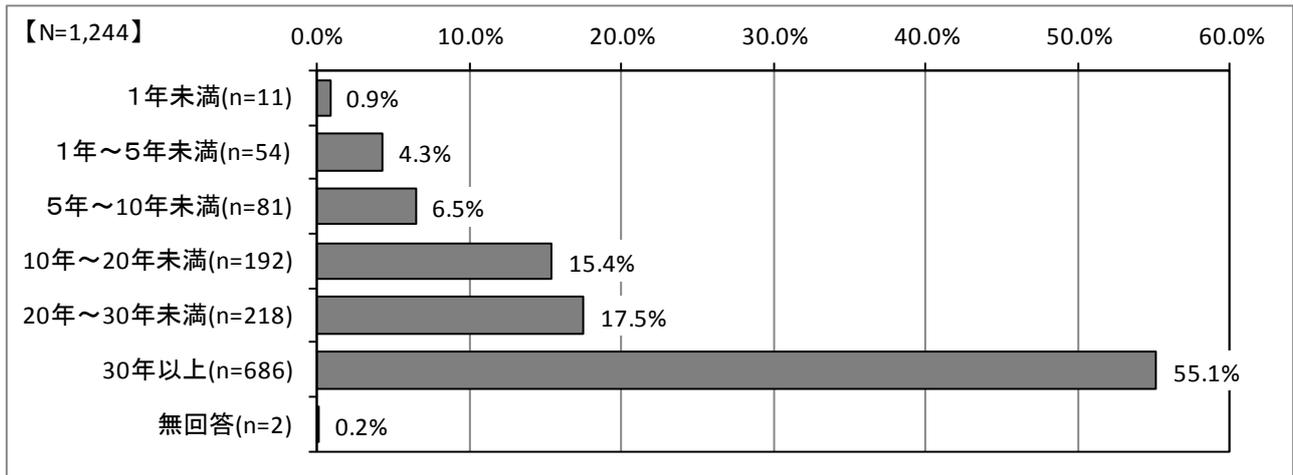
問5 住まいの状況



問6 居住地



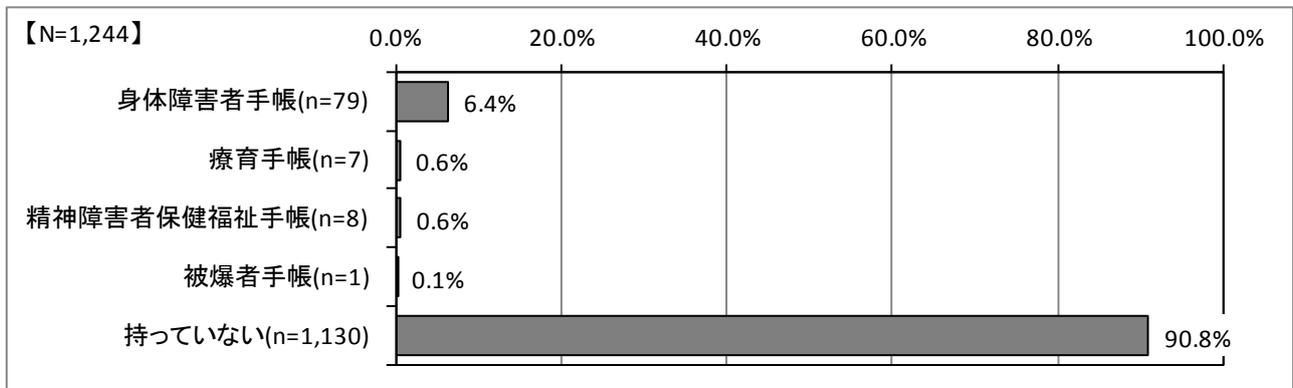
問7 居住年数



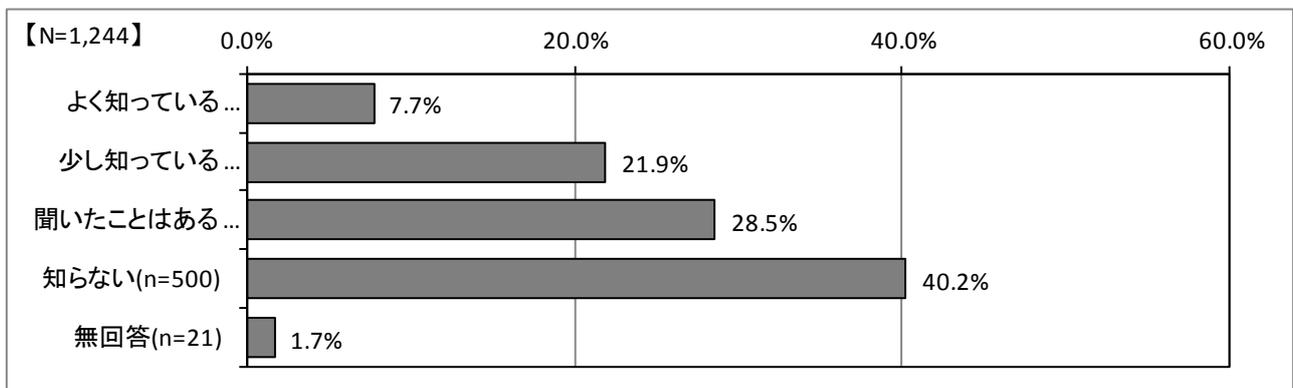
問8 要介護認定の有無



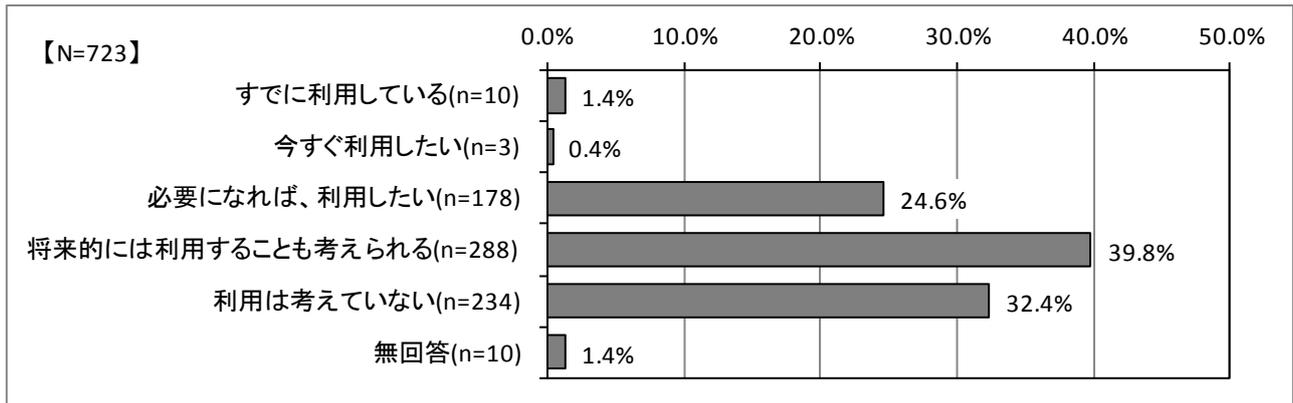
問9 手帳の所持状況



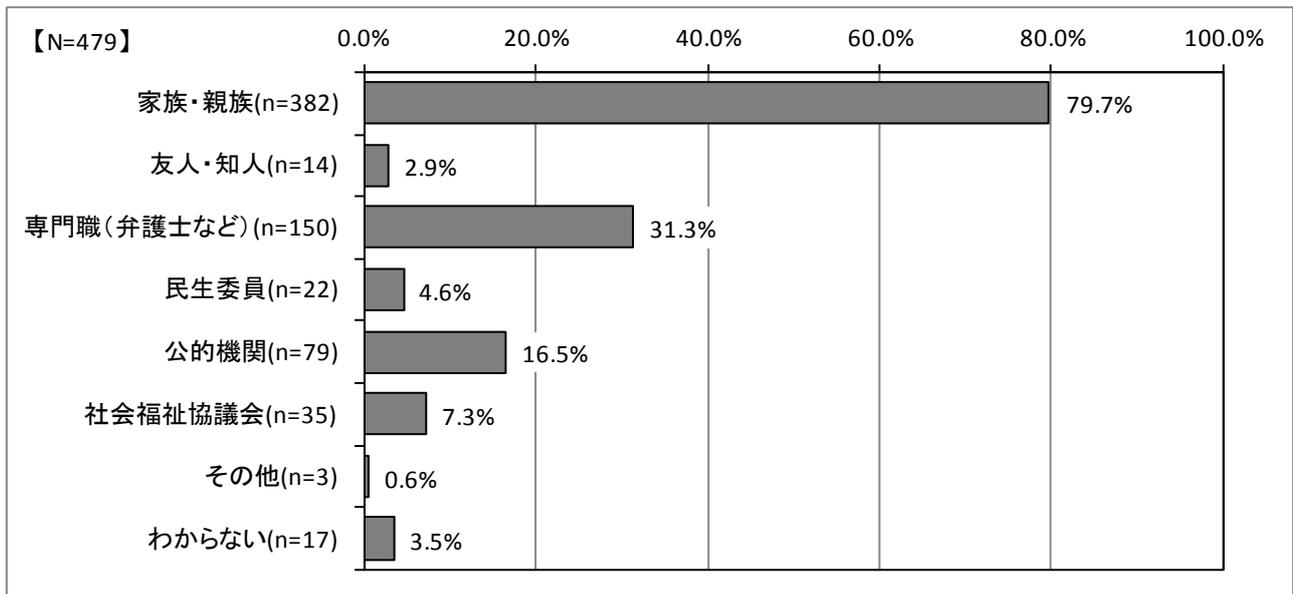
問10 成年後見制度の認知度



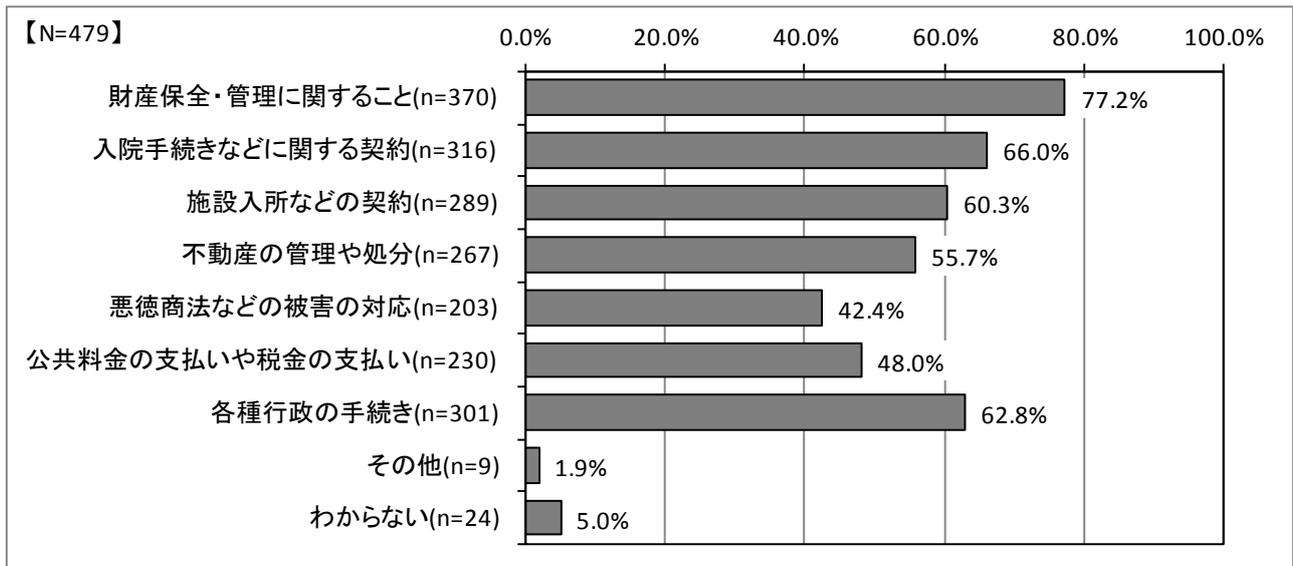
問 11 成年後見制度の利用についての考え方について



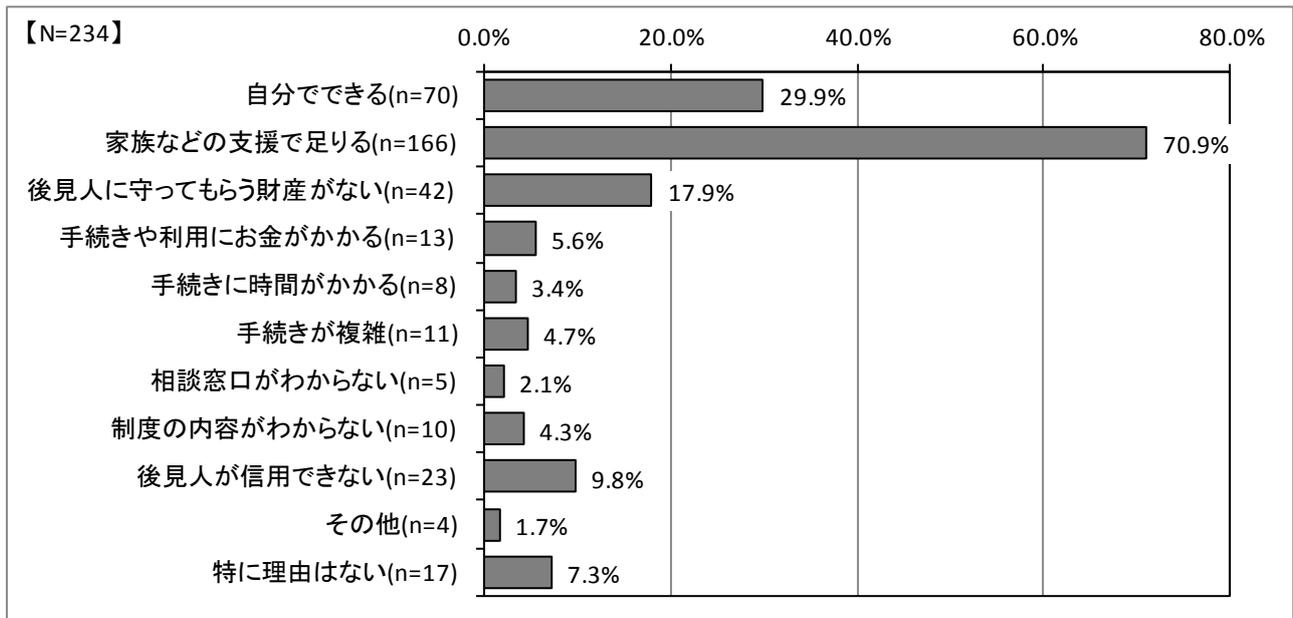
問 12 後見人をだれにお願いしたいかについて



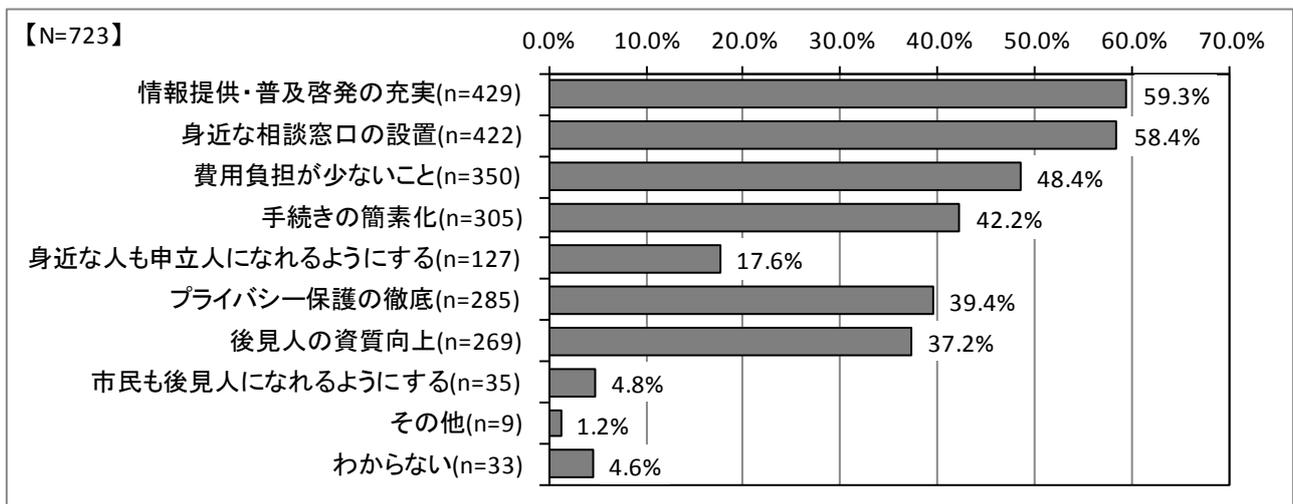
問 13 成年後見制度で利用したい内容について



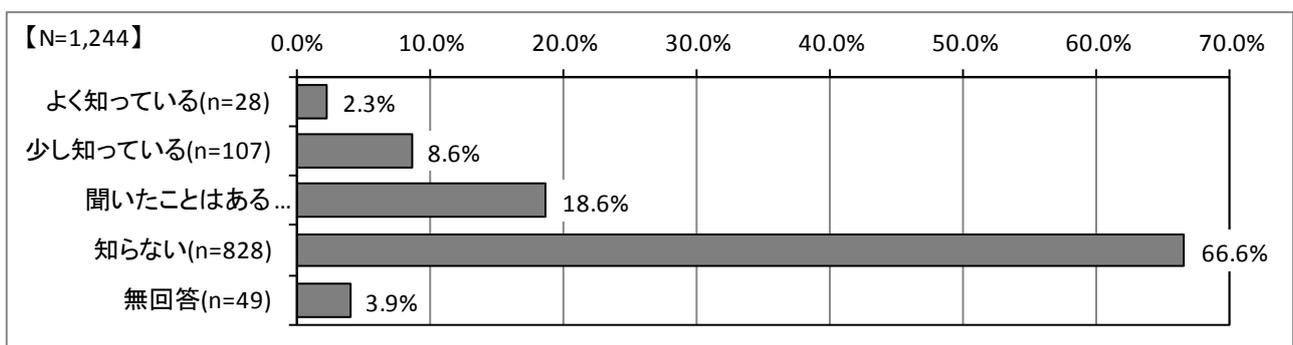
問 14 成年後見制度利用を考えていない理由



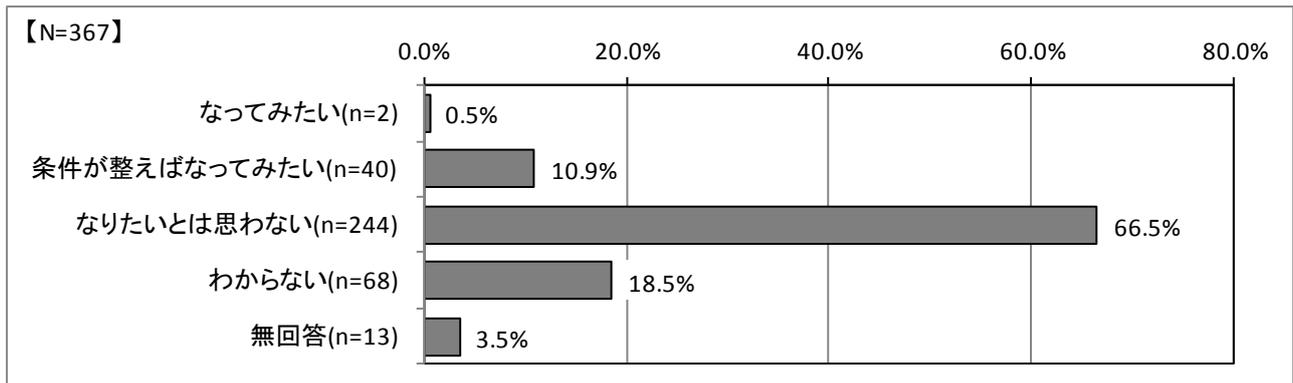
問 15 成年後見制度を利用しやすくするために必要なことについて



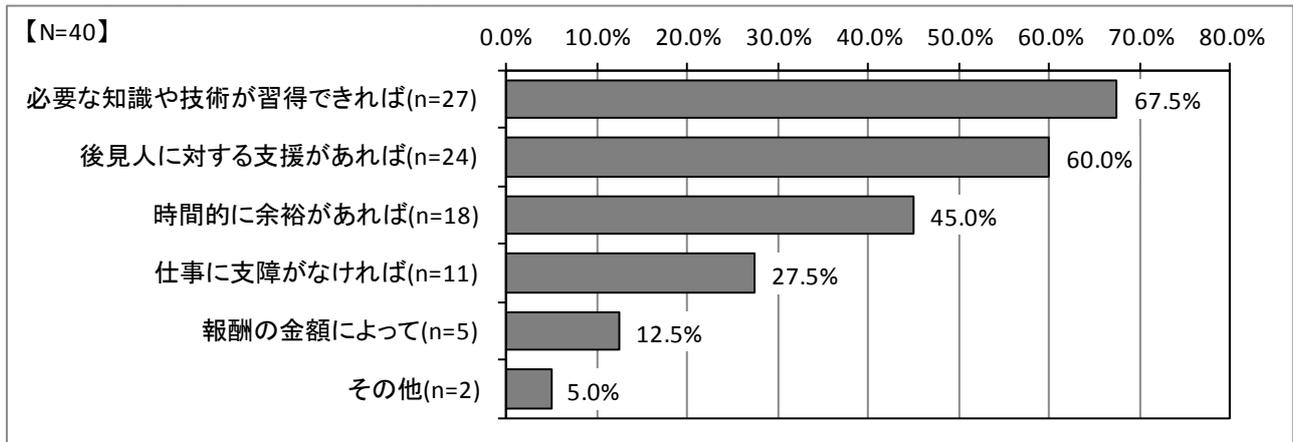
問 16 市民後見制度の認知度について



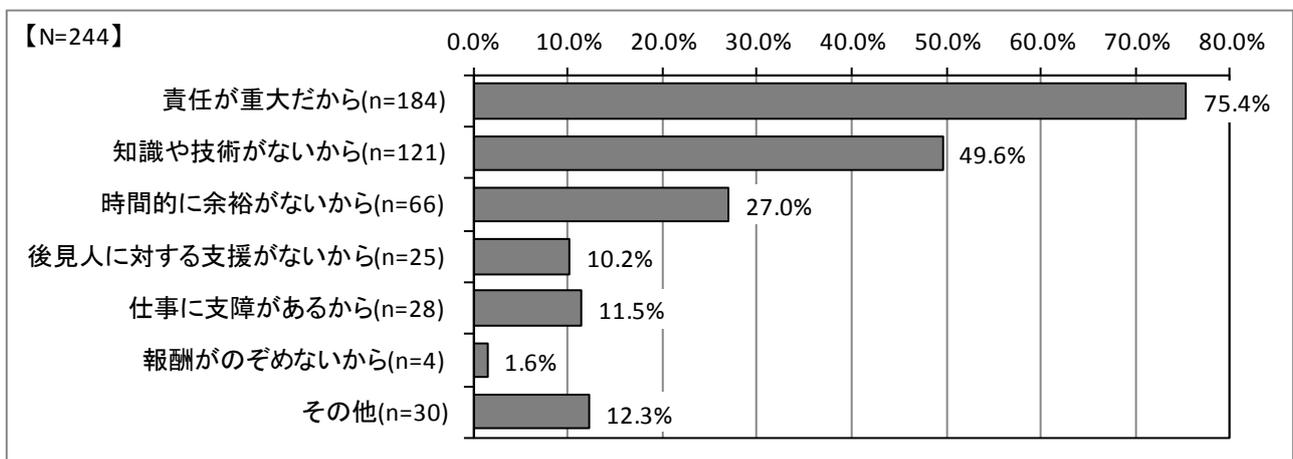
問 17 市民後見人になってみたいか



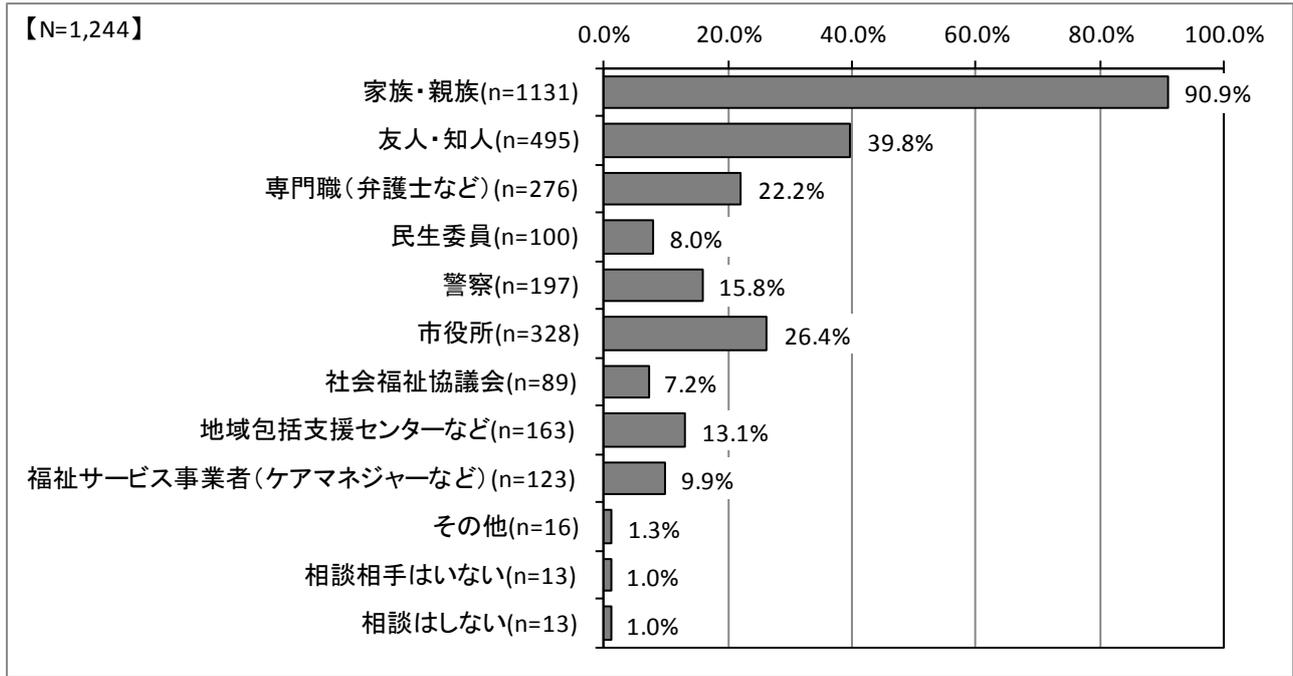
問 18 市民後見人になるための条件



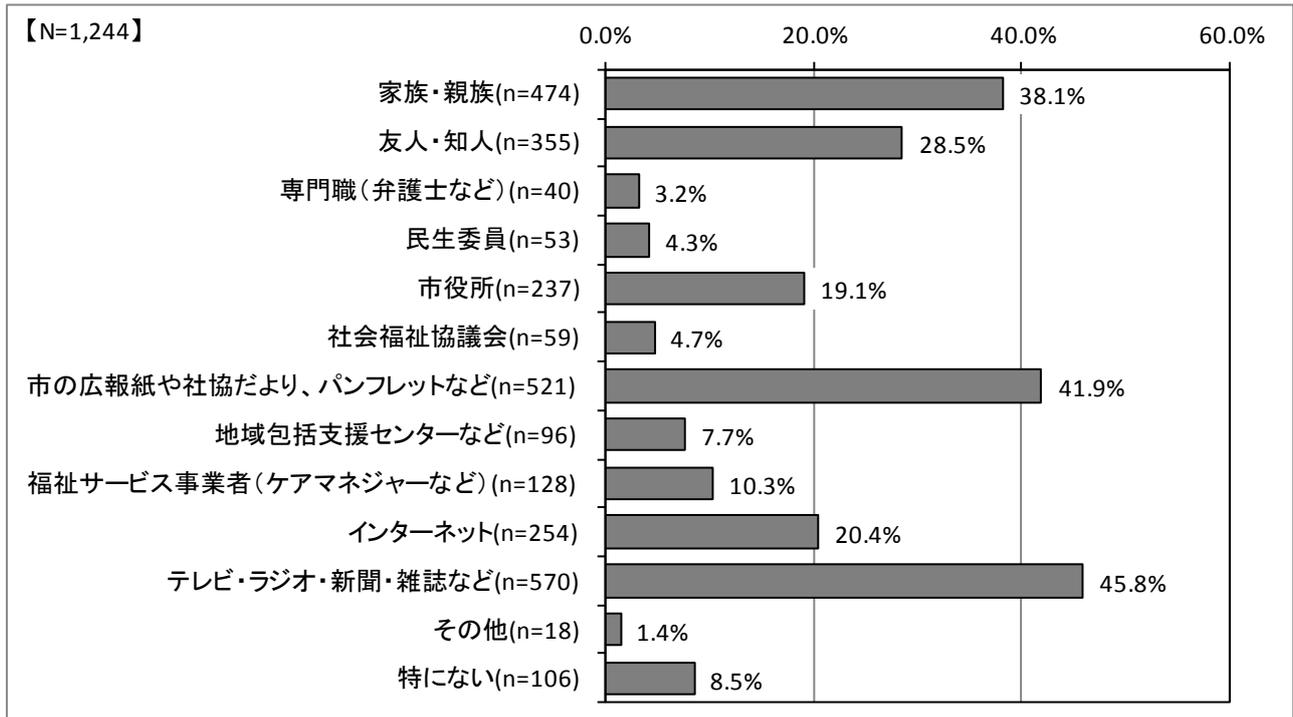
問 19 市民後見人になりたくない理由について



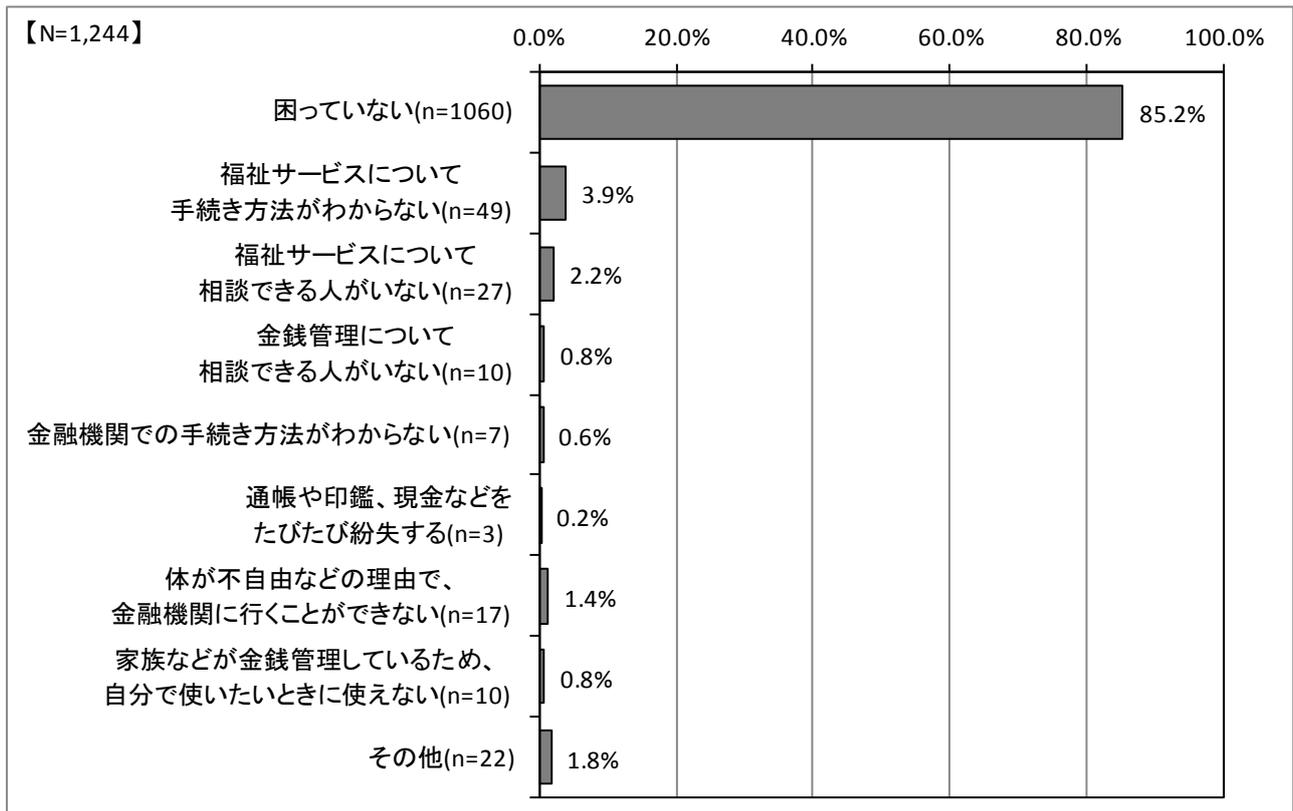
問 20 困り事の相談先



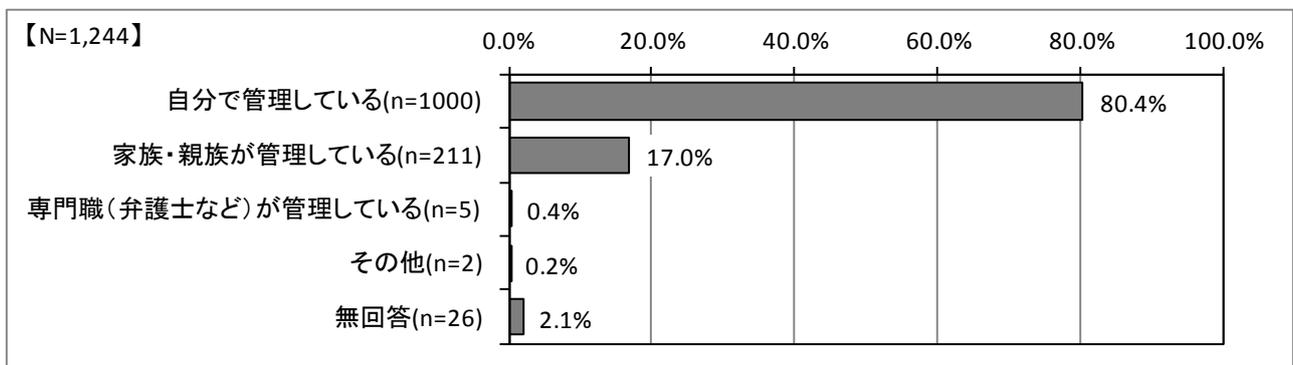
問 21 福祉に関する情報の入手先



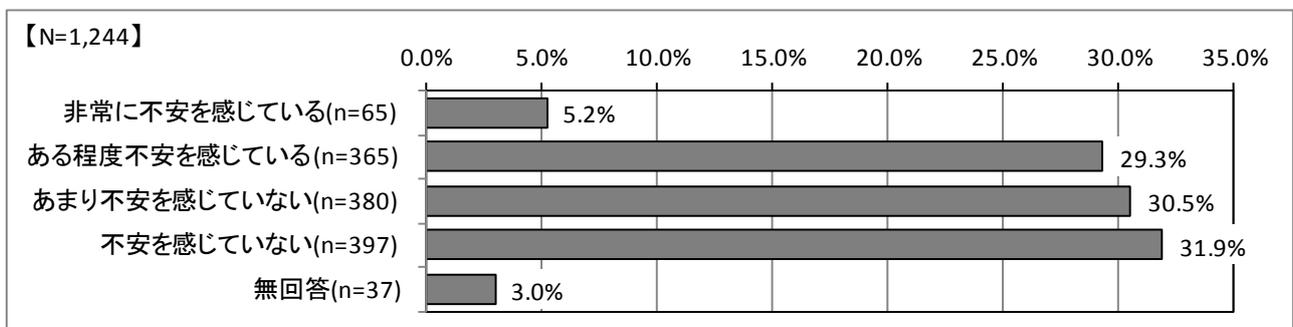
問 22 困っていること（福祉サービスの利用申請や金銭管理）の有無



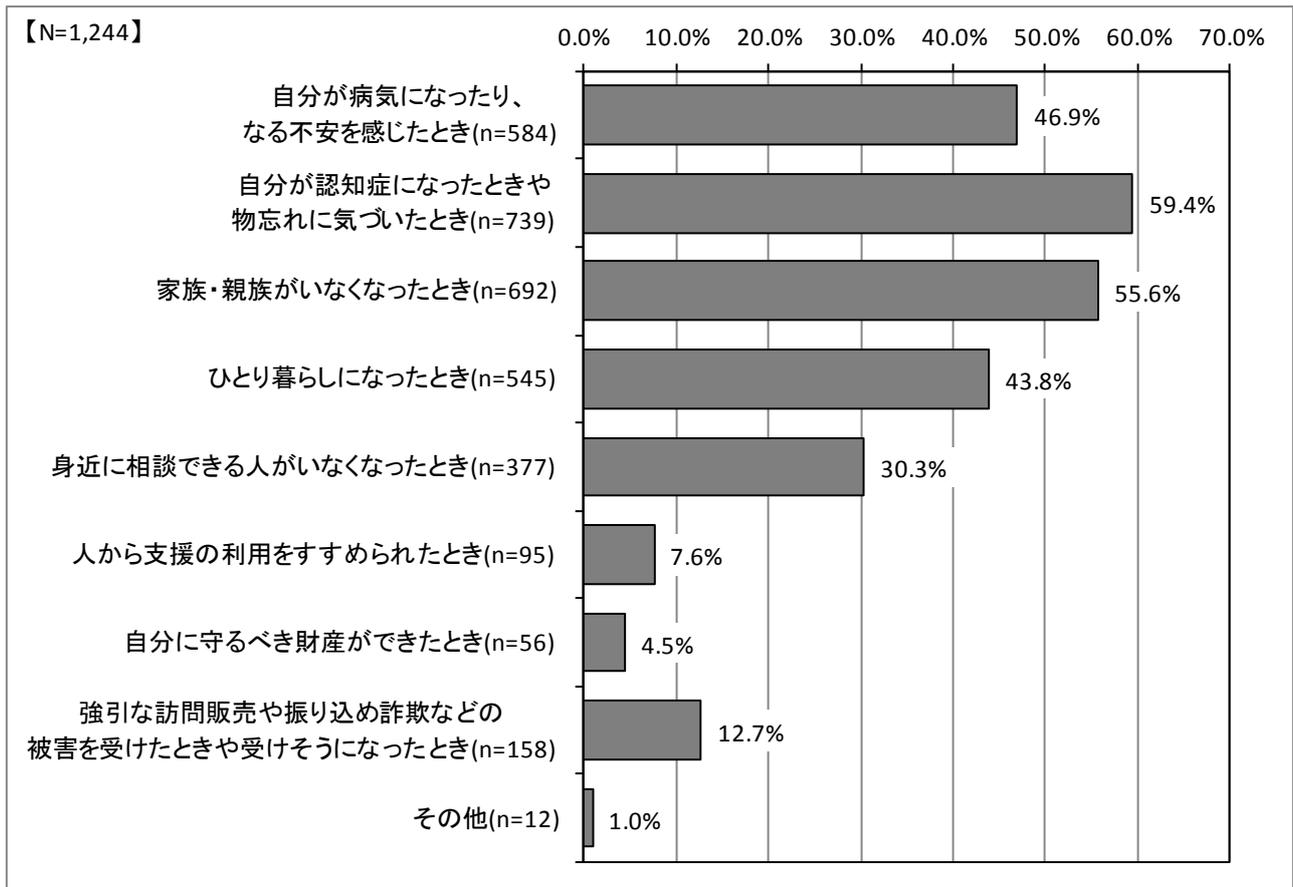
問 23 通帳や印鑑、現金の管理について



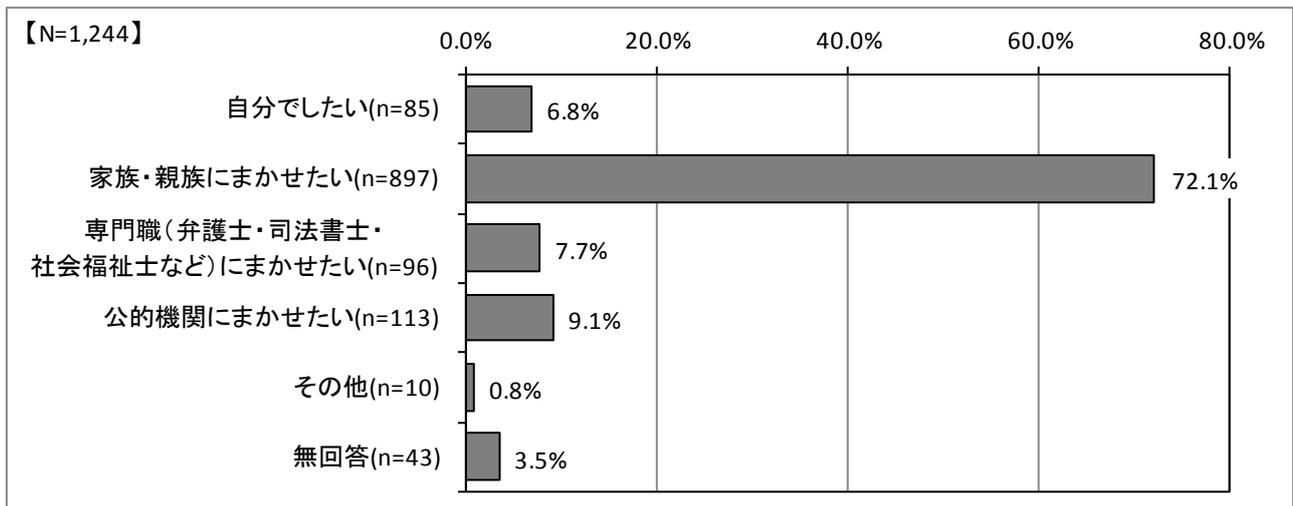
問 24 訪問販売や振り込み詐欺への不安について



問 25 どのような状態になれば支援を必要とするかについて



問 26 判断能力が低下したときに望む支援方法について



市民後見推進事業報告書

平成 25 年（2013 年）3 月

発行 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

TEL (0742) 30-2525

FAX (0742) 30-2323